

平成20年第1回上富田町議会定例会会議録

(第5日)

開会期日 平成20年3月13日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(12名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	池口公二
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	奥田誠	8番	沖田公子
9番	榎本敏	10番	木本眞次
11番	吉田盛彦	12番	井澗治

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 福田誠 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	谷本圭司
会計管理者	目崎讓	総務政策課長	小倉久義
総務政策課 企画員	浦勝明	総務政策課 企画員	藪内昭孝
総務政策課 企画員	山崎一光	住民生活課長	清水一則
住民生活課 企画員	和田精之	住民生活課 企画員	福田稔
住民生活課 企画員	廣井哲也	住民生活課 企画員	平田隆文
税務課長	美濃明	税務課企画員	深見芳治

税務課企画員	池田秀明	産業建設課長	大江克明
産業建設課 企画員	堀悦明	産業建設課 企画員	脇田英男
産業建設課 企画員	宮本正明	上下水道課長	和田幸太郎
上下水道課 企画員	植本敏雄	教育委員会 生涯学習課長	福田賢
教育委員会 総務課長	吉田充伸	教育委員会 生涯学習課 企画員	木村勝彦

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第32号 平成20年度上富田町特別会計朝来財産区予算
- 日程第2 議案第33号 平成20年度西牟婁郡公平委員会予算
- 日程第3 議案第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第4 議案第35号 調停申立事件の和解について
- 日程第5 決議第1号 米兵による女子暴行事件に強く抗議し政府への要望決議
- 日程第6 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

開 会 午前 9 時 3 0 分

議長（池口公二）

皆さん、おはようございます。

本日もご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 20 年第 1 回上富田町議会定例会第 5 日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 議案第 32 号

議長（池口公二）

日程第 1 議案第 32 号、平成 20 年度上富田町特別会計朝来財産区予算の件を議題とします。

本案について質疑を行います。

一括でお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 32 号、平成 20 年度上富田町特別会計朝来財産区予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(池口公二)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第33号

議長(池口公二)

日程第2 議案第33号、平成20年度西牟婁郡公平委員会予算の件を議題とします。

本案について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第33号、平成20年度西牟婁郡公平委員会予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(池口公二)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第34号

議長（池口公二）

日程第3 議案第34号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

議案第34号を説明します。

固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

下記の者を、固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

住所は、上富田町市ノ瀬774番地。

氏名は、坂上勝成氏でございます。

生年月日は、昭和12年5月29日生まれ。

平成20年3月13日提出、上富田町長小出隆道。

このたび上富田町固定資産評価審査委員会委員の坂上勝成氏が、3月31日をもって任期満了となります。坂上氏は、平成17年4月より、また平成19年度よりは委員長としての要職を担っていただいております。こうしたことから、引き続き固定資産評価審査委員会委員として任命したいので、議会の同意を求めます。よろしくお願い申し上げます。

議長（池口公二）

これより本件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（池口公二）

ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第34号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(池口公二)

ご異議なしと認めます。

よって、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第4 議案第35号

議長(池口公二)

日程第4 議案第35号、調停申立事件の和解についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、平見君。

副町長(平見信次)

それでは、議案第35号につきまして説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

調停申立事件の和解について、本町と土壌改良剤製造企業組合代表理事との間で係争中の「建物明渡等請求調停申立事件」の和解につき、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年3月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

本調停につきましては、平成19年7月9日付で田辺簡易裁判所へ申し立てをし、同日付で受け付けられたものであります。この調停の申し立てにつきましては、平成19年6月議会で議決をいただいているところであります。現在まで5回の調停が行われ、去る2月29日に行われた第5回目の調停で、双方、和解に向けての合意が整いましたので、調停条項案に基づき和解をしたいので、本議会の議決を求めるものであります。

なお、次回の調停日は4月15日となっておりますので、本議案の議決をいただきますならば、当日、調停が成立することとなっております。

調停条項案の要旨につきましては、土壌改良剤製造共同作業場の明け渡しについて町は相手方に3,000万円を支払う、園芸土共同作業場の明け渡しについて町は相手方に500万円を支払う、金銭的解決として町は合計で3,500万円を支払うこととしております。

それでは、調停条項案について説明をいたします。

申立人は、本町でございます。

相手方は、土壌改良剤製造企業組合。

第1利害関係人、大谷区代表者。

第2利害関係人、土加工大型共同作業場管理組合代表理事でございます。

第1項、第1利害関係人代表者（以下、第1利害関係人という）と相手方は、別紙物件目録、これは最後のページに物件目録を載せております。第1記載の建物、以下、第1建物といたします。これは、土壌改良剤製造共同作業場です。の管理委託契約を本日合意のうえ解約する。本日といたしますのは、次回の4月15日の調停日であります。

第1号であります。

第1利害関係人および申立人は相手方に対し平成20年12月15日、本年12月15日であります。まで同建物の明渡を猶予し、相手方は申立人に対し同日限り同建物を明け渡す。

明渡猶予期間中の同建物の占有使用料は無償とする。

第2号であります。

申立人は相手方に対し、同建物明渡日から7日以内に金2,000万円を相手方代理人弁護士藤井幹雄名義の預金口座に振り込み送金する方法で支払う。

第2項、申立人は、相手方が第1建物内に現に保有するゴミ固形燃料（以下、RDFという）を別紙物件目録第2記載の建物、これにつきましては、隣にあります園芸土共同作業場であります。（以下、第2建物という）に搬入保管することを認める。

第1号、相手方は申立人に対し、平成22年12月15日限りRDFを第2建物から撤去することを約する。

第2号、申立人は相手方に対し、RDF撤去後7日以内に金1,000万円を上記藤井幹雄名義の銀行預金口座に振り込み支払う。

第3項であります。

第1利害関係人と利害関係人土加工大型共同作業場管理組合代表理事（以下、第2利害関係人という）は、第2建物の管理委託契約を、平成23年3月31日付で合意解約することにつき、本日合意する。

契約では、平成23年6月30日までとなっております。

第1号、第2利害関係人は申立人及び第1利害関係人に対し、第2建物を平成23年3月末日限り明け渡す。

相手方は、第2利害関係人の第2建物の明渡を保証する。

第2号であります。

申立人は相手方に対し、第2建物明渡後7日以内に金500万円を上記藤井幹雄名義の銀行預金口座に振り込み支払う。

第4項、相手方及び第2利害関係人がそれぞれ申立人に対する上記各義務の履行を遅滞したときは、申立人の相手方らに対する上記各金員の支払義務は消滅するものとする。これは、履行義務をきちっとうたってございます。

第5項、相手方と第2利害関係人は、それぞれ申立人および第1利害関係人に対し、前記建物明渡までの期間中、申立人が制定した共同作業場設置条例と同管理運営規則、その他第1利害関係人との間で締結した管理委託契約を遵守して、同建物を占有使用することを約する。

次のページをお願いいたします。

第6項、相手方らは、相手方の第1建物の明渡完了予定日およびRDFの第2建物からの撤去完了予定日を、それぞれ各予定日の1ヶ月前に、相手方代理人弁護士藤井幹雄から申立人に対し文書で告知する。このことについては、支払いの件がございましたので、前もって通知をしてくれということでございます。

第7項、調停費用は当事者および利害関係人らの各自負担とする。

最後のページで物件目録がございましたので、お目通しをお願いいたします。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（池口公二）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

1つお伺いしておきたいことがあります。これによりますと、この作業場というのは、土作業場は7年後にできているわけですね。園芸の方は90年で、で、97年に園芸の後にできたということで。この和解書の第4項、相手方および第2利害関係人、利害関係人というのは土加工作業場の人ですけども、金員の支払義務は消滅するものとなつてと、こうなっております。

そこでお尋ねしたいのは、例えば平成20年12月15日に明け渡すと。で、その明け渡してから1週間以内に2,000万円払いますよということになっているわけですね。で、もしここでその明け渡し完了しなかった場合、これは2,000万円払わないでもいいということになるのでしょうか、その時点で、もうこの和解書は全部パーになると。要するに和解は成立しないということですね。で、元へ戻るということで

すね。そう理解しておいていいのですね。それでよろしいですか。それが1つと。

それから、もう1つは3,000万、3,500万ですけども、その積算根拠ですね。これは、やっぱりきちっとお聞かせ願いたいと思うのです。

それから調停の中で寄付金云々、負担金云々というもし議論が出ておりましたら、相手方からどういう見解があったかということについて、お伺いしたいと思います。

議長（池口公二）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

基本的にはあくまでも調停でございまして、双方の話し合いの中で解決したものでございます。もともと明け渡しについては、いったんは明け渡しする必要はないよ、期日的にする必要はないということがございます。明け渡しに応じるという段階になりまして、相手方から相当の請求をされております。これは金額を言うのはあれですけど、この3,000万円以上の金額でございまして。町としましては隔たりがあるので、3,000万円やったら応じるということで和解の折衝を持って行って3,000万円になったという、このことを踏まえていただきたいと思います。

この3,000万円について、なぜ私は3,000万円と言ったかといったら、先ほど12番議員さんの方から寄付金が負担金かということはありませんけど、このことは総務常任委員会へも説明しております。平成8年度に寄付金として町は受け入れているし、相手方は負担金としての解釈をしているよ、こういう違いはありますが、町としましてはやはり3,000万円を基準に話したいということで、双方の話し合いの中で、相手方が折れたと言ったらおかしな言い方ですけど、相手方が折れたということで了解していただきたいと思います。

園芸土につきましては、土壌改良剤の規模に応じて積算したのです。例えば土地であったら20%ぐらい、建物の設備費についてやったら30%ぐらい、そういう状況を判断して500万円という判断をしております。そういうことで、町として3,500万円が議会の皆さんに理解がいただける数字ということで和解に応じたということをお願いしたいと思います。

先ほどお話ありましたように、もしこれが履行できなかった場合は、あくまでもこれは本裁判になるということの前提でございまして。調停の段階からおきまして、町としましては町の話合いがして、理解が得られんとするのやったら、やはり議会の方にも相談して、本訴訟をしなければならぬ時点もあるということ踏まえて交渉したということの理解をいただけるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（池口公二）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

次に、今の説明でおきますと、要するにここの1つが履行されなかったらパーになるということだと思うのですが、仮に第1段階の平成20年12月15日明け渡し、20年12月22日ですね、1週間以内ですから22日ぐらいですね、2,000万というのを払うのが。その段階でお金を払いました、で、第2段階に移ります。移ったときに、そこでまた不履行が起こったという場合に、その第1段階で払ったところの2,000万についてはどうなりますか。

議長（池口公二）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

一番問題になってくるのは、その土地に相手方の私物、要するに相手方の企業の物が残るか、残らんかということが大きな問題になってきます。この場合はRDFですけど、RDFに対して我々はこういう金額であったら処理できるということを確認持って、こういう支払いに応じたということでご理解をいただけるようお願いしたいし、途中で裁判したところで、その処理はできるという確信は持っております。

以上でございます。

議長（池口公二）

（発言する者あり）

再答弁、お願いいたします。

町長（小出隆道）

2回目の補足ということでさせていただきます。

要するに問題は、相手方の私物が残っているのはRDFが残るという危険性がございます。その時点であったら1,500万円のお金が残っているということになってきます。この1,500万円以内でRDFは処理できるということだと思っております。

以上でございます。

議長（池口公二）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

そうしますと、その1,500万云々残っているということで考えるということなのですが、1段階で頓挫すると、2段階へ進むときに、そのときにその2,000万についてはどうなるかということをお聞きしているのです。渡しているわけですから、も

う相手方に。そのときにどうなるのかということを知っているのです。

議長（池口公二）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

元の話の原点というのは、岩崎区から申し出あって、あくまでも土壌改良剤の方の明け渡しになってくると思います。で、その時点、2,000万払った時点は、あくまでも土壌改良剤については明け渡しが完了しているという判断でいただけるようお願いしたいと思っております。

以上です。

議長（池口公二）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

この和解案に反対をいたします。

反対の理由は、解決をしなければならぬという、私も立場に立っています。しかしながら、今の町長の説明によりますと、第4項目が非常に私は頭に引っかかるわけです。遅滞したときは支払い義務は消滅するとなっているのですが、これは既に第1回目の支払いというのは2月15日に明け渡して完了して、そして2月、例えば1週間以内ということは12月22日までということでしょうけど、その2,000万円お払いをしました、そして、その次の段階になったときに、それがあかんようになりましたということになればね、この4項目がどうなるかという点ではあいまいさをいっぱい残しているというふうに私は思います。

で、その2,000万、そのときにそのこと全部が完了した段階で、その全体の義務というのが果たせるのだったらいいのですが、これは今の場合だったらお金は先、じゃ、段階的に追って払っていくわけですね。だから、そういう非常に不安定な状況があるということ踏まえて反対いたします。

議長（池口公二）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

7番、奥田君。

7番（奥田 誠）

議案第35号、調停申立事件の和解についての件について賛成をいたします。

この議案第35号は、土壌改良剤製造企業組合と岩崎区との話の中で、当初から話が、問題が起こっており、大谷区との契約の中でもRDFという固形燃料等の搬入ができない状況にもあり、これについて大谷区とも企業組合とも話し合いをしておるところであると思いますが、その中において上富田町において、当局の方においてこの和解を、3,500万という金額で和解をしていただきますことを私は賛成をいたします。

議長（池口公二）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第35号、調停申立事件の和解についての件を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（池口公二）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第5 決議第1号

議長（池口公二）

日程第5 決議第1号、米兵による女子暴行事件に強く抗議し政府への要望決議の件を議題とします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。

決議第1号、平成20年3月13日。

上富田町議会議長池口公二殿。

提出者、上富田町議会議員井潤 治。

賛成者、上富田町議会議員木村政子、同じく吉田盛彦。

米兵による女子暴行事件に強く抗議し政府への要望決議（案）。

上記の決議（案）を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

以上です。

議長（池口公二）

提案理由の説明を求めます。

12番、井潤 治君。

12番（井潤 治）

提案理由の説明をさせていただきます。

米兵による女子暴行事件に強く抗議し政府への要望決議ということで、文案を読み、提案理由にかえさせていただきたいと思います。

米兵による女子暴行事件に強く抗議し政府への要望決議（案）。

2月10日米海兵隊員による少女暴行事件が沖縄県中部の北谷町でおきました。1995年にも海兵隊員による少女暴行事件が起きていました。またもか、という思いと、あってはならないことがまた起きたのです。

いたいけな14歳の少女を屈強な海兵隊軍曹が暴行するという事実は、なんとしても許されないことです。

この事件は人間としての尊厳を蹂躪するきわめて悪質な犯罪であり、日本国民、とりわけ沖縄県民に強い衝撃と多大な不安を与えています。

被害者が無抵抗な少女であることを考えれば断じて許すことが出来ない卑劣な行為です。

私たち上富田町議会は、米軍に対して女子暴行事件に強く、怒りをこめて抗議するものです。

合わせて、日本政府に以下のことを強く要求します。

記

1．被害者や家族への謝罪と完全な補償・沖縄県民に目に見える形で実効ある再発防止を図るよう求めること。

2．米軍基地の一層の整理縮小や、日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。

以上 決議する。

以上を提案理由といたします。よろしくお願いいたします。

なお、提出先でございますが、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使、沖縄担当の方です。沖縄防衛局長、以上でございます。

議長（池口公二）

本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより決議第1号、米兵による女子暴行事件に強く抗議し政府への要望決議の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（池口公二）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

議長（池口公二）

日程第6 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についてを議題とします。

申出書を事務局長に朗読させます。

議会議務局長（福田 誠）

朗読いたします。

平成20年3月13日、上富田町議会議長池口公二殿。

総務教育常任委員会委員長吉田盛彦。

閉会中の所管事務調査の申し出について。

本委員会は、所管事項のうち下記事項について＜閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出します。

記

1. 調査事項。

1) 条例改正等について、2) 防災・消防関係について、3) 防災行政無線について、4) 行政改革について、5) 財政関係について、6) 情報システムについて、7) 総合計画について、8) 地域づくり事業について、9) 商工業の振興について、10) 企業誘致について、11) 大型共同作業場について、12) 情報公開制度について、13) 個人情報保護制度について、14) 地籍調査事業について、15) 住宅新築資金、宅地取得資金について、16) 税務関係について、17) 教育活動の推進について、18) 学校教育施設について、19) 社会教育施設について、20) 生涯学習（教育目標）の推進について、21) 上富田スポーツセンターについて、22) 上富田文化会館について。

2. 目的、所管事務調査。

3. 方法及び期間、委員会審査、期間、次期定例会まで。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以下、委員会名と項目のみを朗読いたします。

産業民生常任委員会委員長木本眞次。

1. 調査事項。

1) 町建設事業の推進について、2) 町道台帳（町道網の整備）について、3) 国、県公共土木事業の推進について、4) 都市計画について、5) 農林水産業について、6) 土地改良事業について、7) 下排水路、用排水路について、8) 災害復旧事業について、9) 治山事業について、10) 町営住宅について、11) 砂利採取碎石事業について、12) 宅地造成事業について、13) 水対策について、14) 水道事業について、15) 下水道事業について、16) 農業集落排水事業について、17) 共同污水处理施設事業について、18) 合併浄化槽について、19) 福祉関係について、20) 保育所

関係について、21)環境衛生について、22)保健衛生について、23)介護保険について、24)医療保険について。

高速道路対策特別委員会委員長木本眞次。

1.調査事項。

1)高速道路について。

議会広報特別委員会委員長畑山 豊。

1.調査事項。

1)議会広報について。

議会運営委員会委員長奥田 誠。

1.調査事項。

1)議会の運営に関する事項、2)会議規則、委員会条例に関する事項、3)議長の諮問に関する事項。

以上です。

議長(池口公二)

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(池口公二)

ご異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、高速道路対策特別委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長(小出隆道)

平成20年第1回町議会定例会を閉会するに当たり、お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に上程しました35議案すべてご承認いただき、まことにありがとうございます。本議会でご承認いただきました平成20年度の一般会計、特別会計は、平成20年度の行政執行の基本となりますが、残念ながら、職員が予算要望した継続的な事業や特に新しい発想で提案した新規事業につきましては、100%満足させる予算措置が歳入不足のためできなかったことが多々あります。

その中でも、職員の提案で保健衛生事業として健診の充実であるとか、ごみの分別の推進、教育では適応教室の充実とか、スポーツ、文化事業の充実、産業振興では農林商工業の振興や新エネルギービジョンの推進等取り組んでいることにつきまして、ご協力いただけるようお願い申し上げます。

また、本年度は第2次市町村合併について方向性を出すべく庁内で検討委員会を設置して取り組んでいますが、議員各位にも町民の皆さんにも情報を公開して判断をお願いすることになります。この点につきまして、皆さん方から資料がありましたら、またご指導いただけるようお願いしたいと思います。

なお、市町村合併の特集記事として、広報かみとんだの4月号から掲載をすることにしております。まず、4月号は付近市町村の財政状況、これは18年度の決算をもとに財政状況の数字を載せます。ただ、議論あったのは、数字を載せたところでわからぬのと違うか。ただ、このわかるというのが難しいような状況でございます。

できましたら、5月号には少しわかるようにはしますけど、十分こういうことについては配慮しますが、できましたら皆さん方の方から、こういう資料があったら町民の方が理解しやすいのと違うかという方法がございましたら、ご指導いただけるようお願いしたいと思います。

本年度は、現在の上富田町が発足しました昭和33年から町制施行50周年に当たります。節目の年として、50周年の上富田町を記録すべき町勢要覧の作成や、イベントの実施も計画しています。式典は簡素であります、11月8日土曜日に挙行すべく準備を進めていますので、ご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

次に、職員の人事関係であります、美濃税務課長、福田生涯学習課長、大江朝来第2保育所長が3月31日付で退職します。議会の皆さん方につきましては、長い間、ご指導を賜れたことを退職職員にかわりましてお礼を申し上げます。また、私の方からは、3人に対しましては上富田町の町政発展にご尽力をいただいたことを深く感謝申し上げます。なお、美濃課長、福田課長については、職員が減少する中、当面、囑託として役場の職員を手伝ってもらうことで了解をいただいておりますので、ご理解をいただけるようお願いいたします。

4月からは、県との職員の交流で1名を相互派遣します。高速道路関係で3名、これは派遣の形になるかということちょっと疑問ありますが、要するに田辺の事務所と上富田町を往復して、用地交渉に当たさせます。また、3人の任期付職員を採用しています。こういう新しい体制で平成20年度の行政執行に努めますので、ご理解をいただけるようお願い申し上げます、閉会のあいさつとします。本当にありがとうございました。

閉 会

議長（池口公二）

お諮りします。

本定例会の会議に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（池口公二）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて平成20年第1回上富田町議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午前10時03分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 池口 公二

議事録署名議員 奥田 誠

議事録署名議員 沖田 公子